

高 第 7 4 4 号

平成 22 年 3 月 9 日

各軽費老人ホーム施設長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長

(公印省略)

軽費老人ホームサービス提供費補助金事務の適正な実施について

このことについて、当課において今年度に軽費老人ホームの現地調査を実施した結果、入所者数の過大申告、収入認定の未実施、領収証のない必要経費の認定等の不適切な事例が多数確認されました。ついては、下記事項に留意のうえ適正な事務処理を行うようお願いいたします。また、収入認定に当たっては、関係する国通知の内容を別紙「軽費老人ホームの収入認定について」にまとめましたので、参考にして下さい。

なお、今後も平成 23 年度までに当課が所管する全ての施設に対して現地調査を実施し、補助金事務の確認を行う予定ですので、申し添えます。

記

1. 入所者数の申告について

- (1) 各月 1 日時点の入所者数は、実際に入所している人数を申告すること。入所契約を締結しただけで入所していない者等は含めないこと。
- (2) 各月 1 日時点の入所者数には、1 日に退所した者を含めないこと。なお、1 日に入所した者は含めて構わない。
- (3) 各月 1 日時点の入所者数を明確に算定できるよう、各入所者の実際の入所日・退所日を必ず記録しておくこと。

2. 収入認定について

- (1) 収入認定は、入所時だけでなく必ず毎年 1 回行うこと。
- (2) 収入認定は、国の通知に従って行うこと。
- (3) 認定の内容は、文書に記録しておくこと。
- (4) 認定した収入・必要経費の全てについて領収証等の証明書類を保存しておくこと。

軽費老人ホームの収入認定について

平成 22 年 3 月 9 日

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

本紙は、平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号厚生労働省老健局長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」及び平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号厚生労働省老健局計画課長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」に準拠して、軽費老人ホームにおける収入認定の実施方法をまとめたものです。本紙の内容を十分に理解し、収入認定を適切に実施して下さい。

収入認定の要点

軽費老人ホームは収入認定を行って入所者の収入階層を決定し、それに応じてサービス提供費の本人徴収額を決めるとともに、サービス提供費補助金の申請を行う必要があります。収入認定においては、特に下記の4点に注意して下さい。

- (1) 全ての入所者について毎年1回収入認定を実施し、前年の収入・必要経費に応じて収入階層を更新する。
- (2) 施設長から本人に宛てた認定通知書を作成し、施設がどのような項目についていくら収入・必要経費を認定したかが明確に記録する。書式については、次ページ以下を参考にして下さい。
- (3) 下記の国通知に従って収入・必要経費を認定する。
 - ・平成18年1月24日老発第0124004号厚生労働省老健局長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」
 - 1 「対象収入」について
 - ・平成18年1月24日老計発第0124001号厚生労働省老健局計画課長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」
 - 第2の1の(1) 「前年」の対象収入の取扱い
 - 第2の1の(3) 収入として認定するものの取扱い
 - 第2の1の(4) 必要経費の取扱い
- (4) 収入・必要経費の金額を証明する書類(またはその写し)を提出させ保存しておく。証明書類がない必要経費は認定しないのが原則です。

収入認定の手続き

1. 入所者から収入・必要経費を申告させる場合の手続きの例

様式例 1 を使用します。前ページ記載の要点を守っていれば、手続きの仕方は各施設で工夫して構いません。

- (1) 入所者本人が太線より上の部分を作成し、証明書類を添えて施設に提出する。
- (2) 施設は申告書と証明書類の内容を審査し、必要に応じて金額などを修正する。例えば、領収証のない項目や国通知で認められていない項目は、相応額を除外する。
- (3) 施設は太線より下の部分を作成する。
- (4) 審査済みの申告書の写しをとり、原本は入所者に渡し、写しは施設で保管する。

2. 施設が収入・必要経費を聞き取る場合の手続き例

様式例 2 を使用します。前ページ記載の要点を守っていれば、手続きの仕方は各施設で工夫して構いません。

- (1) 施設は、入所者から前年の収入の状況を聞き取るとともに、証明書類を提出させ、認定書を作成する。この際、証明書類のない項目や国通知で認められていない項目は除外する。
- (2) 認定書の写しをとり、原本は入所者に渡し、写しは施設で保管する。

(様式例 1)
平成〇〇年〇月〇〇日

軽費老人ホーム〇〇〇〇施設長 〇〇〇〇 様

軽費老人ホーム〇〇〇〇△△号室 〇〇〇〇 印

収入認定申告書

平成〇〇年の収入について下記のとおり申告します。

記

収入	国民年金 老齢基礎年金	円
	国民年金 遺族基礎年金	円
	国民年金 国民年金基金	円
	厚生年金 老齢厚生年金	円
	厚生年金 遺族厚生年金	円
	厚生年金 厚生年金基金	円
	共済年金 退職共済年金	円
	共済年金 遺族共済年金	円
	戦没者遺族年金	円
	恩給	円
	()	円
必要経費	所得税	円
	市町村民税・県民税	円
	国民健康保険税	円
	介護保険料	円
	医療費	円
	介護サービス利用料	円
	()	円
	()	円
差引	円	

平成〇〇年〇月〇〇日

軽費老人ホーム〇〇〇〇△△号室 〇〇〇〇 様

軽費老人ホーム〇〇〇〇施設長 〇〇〇〇 印

収入認定通知書

あなたの平成〇〇年の収入について本書のとおり認定し、収入階層を○、サービス提供費月額を〇〇〇〇円と決定します。なお、この収入階層は平成〇〇年〇月から適用します。

(様式例 2)
平成〇〇年〇月〇〇日

軽費老人ホーム〇〇〇△△号室 〇〇〇〇 様

軽費老人ホーム〇〇〇施設長 〇〇〇〇 印

収入認定通知書

あなたの平成〇〇年の収入について下記のとおり認定し、収入階層を○、サービス提供費月額を〇〇〇〇円と決定します。なお、この収入階層は平成〇〇年〇月から適用します。

記

収入	国民年金 老齢基礎年金	円
	国民年金 遺族基礎年金	円
	国民年金 国民年金基金	円
	厚生年金 老齢厚生年金	円
	厚生年金 遺族厚生年金	円
	厚生年金 厚生年金基金	円
	共済年金 退職共済年金	円
	共済年金 遺族共済年金	円
	戦没者遺族年金	円
	恩給	円
	()	円
必要経費	所得税	円
	市町村民税・県民税	円
	国民健康保険税	円
	介護保険料	円
	医療費	円
	介護サービス利用料	円
	()	円
差引	円	

収入の認定

1. 収入として認定する主な項目

- ・ 年金、恩給等の収入
- ・ 財産収入(地代、小作料、家賃、間代、使用料等)
- ・ 利子、配当収入
- ・ 不動産、動産の処分による収入(老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。)
- ・ 譲渡所得、山林所得、一時所得等
- ・ 相続、遺言又は個人からの贈与による所得

※詳細は国通知を参照して下さい。

2. 収入として認定しない主な項目

- ・ 臨時的な見舞金、仕送り等による収入
- ・ 地方公共団体等から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ・ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭
- ・ 原子爆弾被爆者に対する特別手当のうち、放射線障害者加算に相当する額
- ・ 公害に係る健康被害の保証金、損害賠償金のうち、生活保護法において収入として認定しないものとして定める額
- ・ 福祉手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- ・ 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ・ 生活保護法において収入として認定しないこととされている収入
- ・ 社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

※詳細は国通知を参照して下さい。

必要経費の認定

1. 必要経費として認定する主な項目

- ・ 所得税、住民税、相続税、贈与税等の租税(ただし、固定資産税を除く。)
- ・ 社会保険料
- ・ 医療費
- ・ 介護サービス利用料
- ・ 配偶者等に対する仕送りのための費用
- ・ 入所者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費
- ・ 災害による被害を補填するために必要とされる費用
- ・ やむを得ない事情による借金の返済
- ・ 補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるをえない費用
- ・ 離婚に伴う慰謝料

※詳細は国通知を参照して下さい。

2. 必要経費として認定しない主な項目

- ・ 入所者の意志により任意に負担するもの(交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、他の建設・管理に必要な費用、寄付金、入所前の生活費等)
- ・ 生命保険料
- ・ 住宅維持費(損害保険料を含む)

※詳細は国通知を参照して下さい。

留意すべき事項

下記事項は、しばしば誤った認定が行われている事項、あるいは施設からの問い合わせが多い事項ですので、充分留意して下さい。

- ・ 基礎控除、配偶者控除などの確定申告における控除項目は、必要経費として認められません。確定申告の所得認定と軽費老人ホームの収入認定は別個のものであり、基準が異なります。
- ・ 生命保険料、火災保険料などの任意加入保険の保険料は、原則として必要経費として認められません。
- ・ 固定資産税、都市計画税は必要経費として認められません。
- ・ 戦没者遺族に対する遺族年金は収入として認定されますが、戦没者遺族に対する弔慰金、特別弔慰金は収入として認定されません。
- ・ 収入がない入所者には、所得証明書、非課税証明書などを証明書類として提出してもらって下さい。
- ・ 医療費などの証明書類は枚数が多くなるありますが、必要経費として認定するには証明書類の提出と保存が必須です。レシートや領収証がない場合は必要経費としないで下さい。